

## 新型コロナウイルス対策（15日付赤道ギニア大統領令）

- 15日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな対策に関する大統領令を発表しました。
- これにより、学校の閉鎖、公共交通機関の利用制限、大勢で集まることの自粛など、日常生活に影響が出る見込みです。

### 【内容】

15日付赤道ギニア大統領命令の概要は、次のとおりです。

### 【条文】

- 1 全ての国公立校の休校。全てのスポーツ大会も中止とする。
- 2 宗教団体の責任者は、法務・宗教・刑務所大臣が合意した各団体の祝賀行事の一時的な中止に関するコンセンサスを遵守するよう求められる。
- 3-1 同じ場所に10人以上が集まる集会を避けるよう推奨する。
- 3-2 バスによる公共交通の禁止
- 3-3 床、家具、台所等用品の常時消毒といった清掃及び衛生対策の強化が行われる限り、レストランとバーは上記集会の定義から除外される。ただし、大規模なパーティーや集会を実施することはできない。
- 4 大勢の人が集まる、全てのパーティー、誕生日、洗礼、聖体拝領、結婚式、伝統的結婚式（consuetudinary matrimony）、大規模な伝統的集会、葬式に加え、日中及び夜間問わず、レジャー・娯楽室における活動、見本市、ディスコ、パブ、カジノ、公園、公共プールでの活動も（一時的に）禁止される。
- 5 行政サービスは維持される。また、新型コロナウイルスの疑いケースについては、以下の電話番号（222273815/222517030）に通報しなければならない。
- 6 行政、清掃業及び官公庁建物メンテナンス業の長は、消毒ジェルまたはアルコール溶液製品を使用して、手、手すり、ドアハンドル、エレベーターのボタンなどを消毒することが求められる。
- 7 航空会社の長は、入管当局と連携の下、今年2月1日以降赤道ギニアに入国した乗客のリスト（政府職員や高官の氏名を含む）を保健省に提出するよう求められる。

8 近隣市区町村等の長は、現対策を厳格に遵守し、把握し得るあらゆる異常を報告するよう求められる。

9 本件は全ての人に影響し、誰もが戦う必要がある公衆衛生問題であるところ、国民は政府と保健省責任者の最大限の取組を遵守し、同取組に貢献することが求められる。

10 新型コロナウイルス対策・監視専門委員会は、ウイルス対策関連の一連の手続き、ウイルスの予防及びコントロール対策を国民が遵守するよう、引き続き広報していくことが求められる。

11 同委員会によって検疫措置が取られている全ての人、決められた期間を厳守するよう求められる。

12 これらの対策は、3月15日日曜日に効力を発し、30日間有効である。3月12日の政府発表に倣い、危機の進展に応じて更新される可能性がある。

#### 【追加条項】

保健省、社会問題省、内務・地方自治体省、国内治安省、法務・宗教・刑務所省、民間航空省、教育・高等教育・スポーツ省文化・観光・手工業促進省及び外務・協力省は、本大統領令の適用に必要なあらゆる措置を取る権限を付与されている。

#### 【廃止条項】

これらの対策は、新型コロナウイルス（COVID 19）のパンデミックにより引き起こされた現在の危機的状況の結果であることに鑑み、本大統領令で規定された事項に反する本大統領令と同列もしくは、下位のあらゆる措置は廃止される。

#### 【最終規定】

本大統領令は、国営メディアや官報による公表を待つことなく、3月15日から施行される。

新型コロナウイルス感染症を受け、各種入国制限等を導入・強化している国・地域が増えています。以下のリンクや現地報道などをご確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

また、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：赤道ギニア政府HP

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

本件問い合わせ先

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38